

外国籍県民への緊急情報の提供に関する実施要領

(趣旨)

第1条 日本語を母語としない人も安心して暮らせる地域社会づくりを推進するための「外国籍県民への情報提供に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、基本方針第4項に定める「緊急時の対応に係る情報」(以下「緊急情報」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(多言語化に関する調整等)

第2条 各所属(室、課及び所をいう。以下同じ。)等は、緊急情報を記者発表により公表する際には、速やかに文化スポーツ観光局国際課(以下「国際課」という。)に連絡し、緊急情報の多言語化について国際課と調整する。

(緊急情報の提供)

第3条 多言語化する緊急情報を公表しようとする神奈川県災害対策本部等及び第2条により国際課との調整が終了した所属等は、記者発表資料をやさしい日本語によりA4版1枚程度に整理したもの(以下「やさしい日本語版」という。)を電子ファイルにより国際課に提出する。

- 2 やさしい日本語版の作成に当たっては、出入国在留管理庁・文化庁発行「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」や一般財団法人自治体国際化協会発行「多言語情報作成マニュアル 多言語情報をつくる43のポイント」を参考にする。
- 3 やさしい日本語版の多言語化(以下「多言語版」という。)に当たって、神奈川県災害対策本部等が公表する緊急情報については、基本方針第8項(1)に係わらず国際課が作成する。
- 4 国際課は、やさしい日本語版及び多言語版の電子ファイルを受領したときは、国際課のホームページに掲載し、外国籍県民へ緊急情報を提供する。

(経費)

第4条 緊急情報の多言語化に要する経費については、基本方針第8項(1)を原則とするが、緊急性に鑑み、別途国際課と相談することができる。

(その他)

第5条 この要領に定めのないものは、別に国際課長が定める。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年6月24日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 1 月 23 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 9 月 14 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。